○総務省令第十七号

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）の施行に伴い、農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令を廃止する省令

農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令（昭和六十三年自治省令第二十六号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第十八号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第二項の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（平成二十二年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその［　］で注記した項番号に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村における額の算定） **第三条**　［①］　過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該市町村の区域のうち一の合併前過疎市町村に属する区域ごとにそれぞれ当該各号に定める額（当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「合併前過疎市町村限度額」という。）を合計した額とし、その額が三千五百万円を下回る場合には三千五百万円とする。 一　当該年度において普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第四十八条第一項に規定する合併関係市町村（以下この項において「合併関係市町村」という。）である当該合併前過疎市町村に属する区域及び当該年度において合併関係市町村でなく、かつ、当該年度の前年度において合併関係市町村である当該合併前過疎市町村に属する区域　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める算式により算定した額 イ　市町村の合併により合併前過疎市町村の区域の全部が合併後の市町村の区域の一部となった場合 算式 A×（0.56－B）×1／15 算式の符号 A　合併前過疎市町村が当該年度の前年度の4月1日においてなお従前の区域をもって存続していたものと仮定して普通交付税に関する省令第49条の規定によって算定した基準財政需要額 B　合併前過疎市町村が当該年度前三年度内の各年度の4月1日においてなお従前の区域をもって存続していたものと仮定して普通交付税に関する省令第49条の規定によって算定した基準財政需要額及び同令第50条の規定によって算定した基準財政収入額をもとに、第1条第3号の例により算定した数値	（過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村における額の算定） **第三条**　［①］　過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村であって、普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第四十八条の規定の適用を受けるものについては、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該市町村の区域のうち一の合併前過疎市町村に属する区域ごとにそれぞれ当該各号に定める算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合計した額とし、その額が三千五百万円を下回る場合には三千五百万円とする。 一　市町村の合併により合併前過疎市町村の区域の全部が合併後の市町村の区域の一部となった場合 算式 A×（0.56－B）×1／15 算式の符号 A　合併前過疎市町村が当該年度の前年度の4月1日においてなお従前の区域をもって存続していたものと仮定して普通交付税に関する省令第49条の規定によって算定した基準財政需要額 B　合併前過疎市町村が当該年度前三年度内の各年度の4月1日においてなお従前の区域をもって存続していたものと仮定して普通交付税に関する省令第49条の規定によって算定した基準財政需要額及び同令第50条の規定によって算定した基準財政収入額をもとに、第1条第3号の例により算定した数値 二　市町村の合併により合併前過疎市町村の区域の一部が合併後の市町村の区域の一部となった場合 算式 A×（0.56－B）×1／15 算式の符号